

(第5条第3項による合意書の参考様式)

債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付省略に係る合意書

(以下甲という。)と (以下乙という。)は、 年 月 日に締結した「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)及び 年 月 日に締結した「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)につき、以下のとおり合意した。

第1条 (個別取引明細書の交付省略の合意)

甲と乙とは、基本契約書第2条第1項及び合意書第1条の定めにかかわらず、個別の債券貸借取引を行うに当たって、債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付を行わないことに合意する。

第2条 (個別契約の内容の確認)

甲と乙は、債券貸借取引の個別契約を締結したときは、速やかに〔 〕によって、合意した事項を確認するものとする。

2 前項の定めにより確認すべき事項は、個別取引明細書に記載すべき事項と同一とする。

第3条 (読 替 え)

合意書第2条の定めにかかわらず、基本契約書第2条第2項の規定中、「個別取引契約書」を「個別契約」と読み替える。

第4条 (適 用)

本合意書は、基本契約書及び合意書と一体となってすべての個別の債券貸借取引に適用されるものとする。ただし、甲又は乙が別段の合意により、個別取引明細書の交付を乙又は甲に指示した個別の債券貸借取引においては、指示を受けた乙又は甲は、個別取引明細書の交付を行うものとする。

2 本合意書と基本契約書及び合意書との間に抵触する規定がある場合には、本合意書の規定が基本契約書及び合意書の規定に優先するものとする。

上記を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

所 在 地
甲 名 称 ④
代表者名

所 在 地
乙 名 称 ④
代表者名